

改正 令和3年11月17日 原規総発第2111174号 原子力規制委員会決定

令和3年11月17日

原子力規制委員会

原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針の一部改正について

原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針（原規総発第120919096号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、令和3年11月17日から施行する。

別表 原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第4章 委員及び職員による面談及び文書の伝達に関する指針</p> <p>委員会の第3章の業務運営について実効性を確保するため、委員及び職員が行う面談及び電子メールを含む文書の伝達に関する指針を、以下のとおり定める。</p> <p>1. 委員 (略)</p> <p>2. 職員</p> <p>(1) 面談</p> <p>被規制者等に係る面談について中立公正を担保し、透明性を確保するとともに、その情報を組織的に共有することを目的として、職員は、被規制者等と面談を行う場合には、事前に面会の予約を要する。面談の予約及び実施状況は、記録として残し、公開する。別表1の⑤に該当する面談については、緊急時等のやむを得ない場合を除き、2人以上で対応し、その面談の内容については、第3章2に定める文書の公開方法にしたがって公開する。</p> <p>儀礼上の挨拶等の規制の議論を行わないものについては、別表1の⑤に該当する<u>面談ではないものの</u>、儀礼的な挨拶等の途中で規制に関連する内容の議論に及びそうになった場合には、後日改めて面談を設定するか、当該面談を公開する面談として取り扱うこととして議論に応じる。</p>	<p>第4章 委員及び職員による面談及び文書の伝達に関する指針</p> <p>委員会の第3章の業務運営について実効性を確保するため、委員及び職員が行う面談及び電子メールを含む文書の伝達に関する指針を、以下のとおり定める。</p> <p>1. 委員 (略)</p> <p>2. 職員</p> <p>(1) 面談</p> <p>被規制者等に係る面談について中立公正を担保し、透明性を確保するとともに、その情報を組織的に共有することを目的として、職員は、被規制者等と面談を行う場合には、事前に面会の予約を要する。面談の予約及び実施状況は、記録として残し、公開する。別表1の⑤に該当する面談については、緊急時等のやむを得ない場合を除き、2人以上で対応し、その面談の内容については、第3章2に定める文書の公開方法にしたがって公開する。</p> <p>儀礼上の挨拶等の規制の議論を行わないものについては、別表1の⑤に該当する<u>面談ではないものの</u>、儀礼的な挨拶等の途中で規制に関連する内容の議論に及びそうになった場合には、後日改めて面談を設定するか、当該面談を公開する面談として取り扱うこととして議論に応じる。</p>

(2) 文書の伝達 (略)

(3) 適用の除外

長官官房技術基盤グループにおいて安全研究に従事する職員（安全技術管理官を除く。）が学会等（技術的・学術的な議論を目的とした、研究者等が広く参加可能な会合をいう。）に参加した際にその場で行う意見交換については、(1)に定める取扱いは適用しない。

別表1 内容を公開する会議の種類及びその公開事項

会議の種類	公開する事項
(略)	(略)

注1～注4 (略)

注5 長官官房技術基盤グループにおいて安全研究に従事する職員（安全技術管理官を除く。）が学会等（技術的・学術的な議論を目的とした、研究者等が広く参加可能な会合をいう。）に参加した際にその場で行う意見交換は、公開を要しない。

(2) 文書の伝達 (略)

(新設)

別表1 内容を公開する会議の種類及びその公開事項

会議の種類	公開する事項
(略)	(略)

注1～注4 (略)

(新設)